

墨田区のお知らせ

NO.1820

2016年(平成28年) 6/1

毎月1日・11日・21日発行

- ◆2面以降の主な内容
- 2・3面・・・学童災害共済制度
- 4～6面・・・講座・教室・催し・募集
- 7面・・・すこやかライフ
- 8面・・・すみだ見聞録



つながる 墨田区

# すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 地域を支える 市民後見人



平成27年度市民後見人養成研修受講生の皆さん

お金を管理したり、サービスを利用したりする際に、自分自身で判断をすることが難しい高齢者や障害のある方に寄り添い、最善の方法を考えて支援する「市民後見人」。今号1面では、市民後見人の活動についてご紹介します。

**[問合せ]** 厚生課厚生係 ☎5608-6150

### 市民後見人とは？

「市民後見人」は、「成年後見制度」を担う新たな「後見人」の形として注目されています。後見人は、判断能力が十分でない高齢者や障害のある方に代わり、金銭管理や福祉サービスの契約等を行います。通常、後見人は親族や弁護士等の専門職から選ばれますが、近年、高齢化の進行や単身世帯の増加に

より成年後見制度の利用者が増加し、後見人が不足しています。

そのため、同じ地域に暮らす方が、日常的に支援をする「市民後見人」の重要性が高まっています。市民後見人になるために必要な心構えや知識等は、「市民後見人養成研修」で習得することができます。皆さんも、市民後見人として、住み慣れた地域で社会貢献してみませんか。

### 市民後見人の主な仕事

#### 1 財産を守る

本人の資産や負債、収入と支出を把握したうえで本人に必要な支出を計画的に行う



#### 2 生活を守る

本人の健康状態や生活状況の記録(月1回程度)、医療・福祉サービスの手続等を行う



#### 3 報告する

監督人である社会福祉協議会へ活動内容を定期的に報告する



社会福祉協議会や、同じ市民後見人の仲間を支えられながら活動しています。



市民後見人の田村正一さん

### 養成研修の説明会に参加しませんか？

「市民後見人になりたい」という方、「成年後見制度や市民後見人について知りたい」という方は、ぜひ、ご参加ください。

■市民後見人養成研修説明会  
**[とき]** 6月17日(金) 午前10時～正午 **[ところ]** 区役所会議室131(13階) **[対象]** 区内在住在勤のおおむね70歳までの方 **[費用]** 無料 **[申込み]** 事前に電話で厚生課厚生係 ☎5608-6150へ

#### “先輩”市民後見人から

区報を見て養成研修の説明会に参加しました。実習の支援活動で自分の顔を覚えてもらったことや、いつもは無口な方に「もう、帰っちゃうの?」と声をかけていただいたことに、やりがいを感じました。市民後見活動では、気軽に相談や情報交換ができる仲間がいて心強いです。

市民後見人養成研修は8月から開催。詳細は説明会へ



清水勇行さん

#### “先輩”市民後見人から

養成研修のチラシを見て、資格がなくても後見人になれると知り、説明会に参加したのがきっかけです。後見人というと、財産の管理など責任の重さばかりが先行しますが、重要なのは本人に寄り添う温かい心。そんなハートを持った方は、ぜひ、説明会へ!



佐久間 令子さん